

参議院地方行政委員会會議録第十八号

昭和三十年七月十二日(火曜日)午前
十時五十一分開会

委員の異動

七月八日委員大達茂雄君辞任につき、
その補欠として小幡治和君を議長にお
いて指名した。

出席者は左の通り。

委員長 小笠原二三男君
理事 伊能 芳雄君
石村 幸作君
小林 武治君
森下 政一君

委員

伊能繁次郎君
西郷吉之助君
高橋進太郎君
安井 謙君
岸 良一君
館 哲二君
秋山 長造君
中田 吉雄君
若木 勝藏君
赤松 常子君
小柳 牧衛君
深川タマエ君

衆議院議員

眞鍋 儀十君

國務大臣

川島正次郎君

政府委員

後藤 博君

自治庁長官

奥野 誠亮君

事務局側

常任委員 福永与一郎君
会専門員 伊藤 清君
常任委員 柴田 護君
会専門員 伊藤 清君

説明員

自治庁財政課長 柴田 護君
部財政課長 柴田 護君

本日の會議に付した案件

○風俗営業取締法の一部を改正する法
律案(衆議院提出)

○地方行政の改革に関する調査の件
(地方財政計画に関する件)

○委員長(小笠原二三男君) これより
本日の委員会を開会いたします。

前回審査いたしました風俗営業取締
法の一部を改正する法律案を議題に供
します。前回の委員会に引き続いてこ
れより質疑を願います。御質疑のおあ
りの方は御発言を願います。(なし)

「質疑終了」と呼ぶ者あり
別に御発言ございませんか。御
発言がなければ質疑は終了したものと
認めて、これより討論に入りたいと存
じますが、御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり
○委員長(小笠原二三男君) 御異議な
いと認めて、これより討論に入りま
す。御意見のおありの方は賛否を明ら
かにしてお述べを願います。(討論な
し)と呼ぶ者あり

別に御発言もなければ、討論は終局
したものと認めて、直ちに採決に入り
ます。風俗営業取締法の一部を改正す
る法律案を議題に供します。本案を原
案通り可決することに賛成の諸君の挙
手を願います。

「賛成者挙手」
○委員長(小笠原二三男君) 全会一致
と認めます。よって本案は全会一致を
もって原案通り可決すべきものと決定
いたしました。

なお前例によりまして、本會議にお
ける委員長の前頭報告の内容、報告書
の作成等につきましては、便宜委員長
に御一任願うこととして御異議ござい
ませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり
○委員長(小笠原二三男君) 御異議な
いと認めてさよう決定いたします。

それから報告書には多数意見者の署
名を付することになっておりますか
ら、本案を可とされた方は順次御署名
を願います。

多数意見者署名
深川タマエ 小柳 牧衛
若木 勝藏 秋山 長造
安井 謙 小林 武治
西郷吉之助 石村 幸作
伊能 芳雄 森下 政一
赤松 常子 館 哲二

○委員長(小笠原二三男君) 速記をと
めて。
「速記中止」

本日の日程では、地方税法の一部を
改正する法律案について質疑を続けて
いく予定でしたが、大臣所要
のため午後出席せらるるようでござい
ますので、地方税法の一部を改正する
法律案につきましては、午後これに
審査することといたしました。午前
の件、前回は保留になっておりまし
た地方財政計画に関する件のうち、ま
た予算修正に伴う地方財政計画の変更
がございましたので、これが説明を政
府から聴取いたしました。また六月二十八
日付で参議院議長あて内閣総理大臣鳩山
一郎より、地方交付税法の第七条の規
定に基く昭和三十年地方団体の歳入
歳出の総額の見込額という資料が提出
せられております。従って両者は不可
分のものがございますから、この際政
府側から説明をいただき、質疑をして
地方税法等の審議の基礎を固めたいと
存じます。政府側の説明を求めます。

○政府委員(後藤博君) お手元にごさ
いませる修正地方財政計画というもの
を簡単に御説明申し上げます。
先般の国会による国の予算の修正に
伴いまして、財政計画の改定をいたし
たのであります。まず歳出の方から申
し上げますと、財政計画の左から二行
目の欄が変ったところでございませ
す。新規財政需要額で二十一億三千五百
万円の財政需要が増加いたしてござい
ます。そのうちで下の方にございませ
ず公債費の増六千五百万円でございます
が、これはあとで申しますが、財源措
置を起債でやりましたので、その結果
二十億の起債の六分五厘の半年分をこ
こに計上いたしております。
それから下りまして、普通補

ばかりふえます。それから文教関係で四億五千万円ばかり事業量がふえます。それから食糧増産で九億八千万円ばかりふえます。その他一般公共で災害を含めまして、二十二億ばかりふえて参ります。従つてまあ総額四十八億の事業量であります。そのうち国費が二十六億、地方費二十一億であります。計四十八億二千七百万円の投資的経費がふえるわけでございます。消費的経費、投資的経費合せて六十九億六千二百万円ふえて参ります。これが財源措置をあとから説明いたしますが、これを一枚めぐりまして、歳入の方で申しますと、地方交付税が四行目のところで増減がございまして、地方交付税が十四億七千四百万円減になります。これは国税の三税の減税によりまして、当初の三税の総額は六千三百十二億六千万円でございましたが、国税の減税によりまして、この三税の総額は六千二百四十五億六千万円に減つて参りました。従つてその二二％になります関係からいたしまして、交付税の当初の額と、修正後の額が十四億七千四百万円だけ減つて参ります。この減をその次の下のためと専売特別地方交付金の方で十四億七千四百万円だけ増にいたしました。たばこに振りかえてもらう、こういうことになっておるのであります。それからその次の国庫支出金の四十七億七千三百万円、これは補助金で二十一億三千三百万円、公共事業関係で二十六億四千万円だけ補助金が多くなつて参ります。それではふえしたのは投資的経費でございますので、その財源の補てんを二十億の政府資金による起債を増加いたしましたのであります。で二十億を交付団体

と交付団体に分けて参ります。そうすると、交付団体を中心に分けて参りますと、交付団体に多く参ります関係からいたしまして、前のページの一番下のところに不交付団体における財政計画外の歳入一億八千九百万円だけ減つて参る、超過財源が減つて参る、こういうことになりまして、で財政規模の総額は九千八百二十九億一千九百万円になるわけでございます。以上で簡単に国の予算修正に伴う財政計画の改定の説明をいたした次第であります。

○委員長(小笠原三三男君) ちよつと速記をとめて。

【速記中止】

○委員長(小笠原三三男君) 速記を始めて。

○説明員(柴田謙君) 昭和三十年度地方団体の歳入歳出総額の見込額という書類の内容につきまして御説明申し上げます。この書類は地方交付税法第七条の規定によりまして、内閣が提出いたしましたのでございます。中身の内訳は地方団体の歳入総額の見込額及びその内訳、地方団体の歳出総額の見込額及びその内訳、それから交付税の総額の見込額及びその内訳の三つでございます。

地方団体の歳入総額の見込額の内訳は、国会修正によりまして地方財政計画を修正いたしました。先ほど御説明申し上げました修正された地方財政計画の内容に従ひまして計上いたしておりました通りでございます。この表の中には府県と市町村と分けて、つまり地方財政計画の中では交付団体分と不交付団体分とを分ちまして、財源措置

の状況を明らかにいたして参ります。この表の中ではそれを府県と市町村に分ちまして内容を明記いたして参ります。歳入合計の欄の九千八百二十九億一千九百万円というのは地方財政計画の歳入総額に合つてございまして、内訳は府県分が五千七百二十九億三千三百万円、市町村が四千九百六十六億八千九百万円増加するのであります。これにつきまして収入の費目を千分比で申すと、計算いたして参ります。地方税と純粹の自主財源という形で参りますと、地方税の三六・五％、雑収入の一〇・九％、合せました四七・四％、これが全く地方団体の独自の財源というわけでございまして、それにやや若干独立財源の色彩が今の二つに比較いたしますと落ちて参りますが、自主財源と考えられるものがその上の地方税、入場費と税、地方道路路費と税、地方交付税、たばこ専売特別地方交付金の合計したものと、それからその雑収入ということになるかと思ひます。従つて依存財源と言われるものは国庫支出金の欄の二八％、地方債の八％、三六％が依存財源というふうに見れるかと存じます。その内容はその次の二ページをめくつていただきますと、地方税の収入見込額を掲げて参ります。これは地方税法の一部改正をいたしました場合の額でありまして、国会修正によりまして地方税法の一部改正法案につきまして政府修正をお願いいたしておりますが、その政府修正の道府県民税の法人税制、それから市町村民税の法人税制につきましての修正を織り込んだ数字でございます。

それから四ページ以下はそれぞれの税目につきまして、税目ごとの算定の

基礎を明らかにいたしました数字でございます。それから二十二ページをあけていただきますと、そこに使用料、手数料の内訳を書いて参ります。三十年度の収入見込額は三百三十六億二千六百万円、二十九年度に比較いたしまして六億八百万円も増加するのであります。この増加の内訳はその下に書いて参りますように、高等学校の生徒増六万六千九百六十七人に対する授業料の増でございます。この六万六千九百六十七人と申しますのは学年進行に伴います生徒増でございます。

それから度量衡検定手数料の国より地方団体に収入振りかえによる増、これは計量法の改正に伴ひまして、度量衡検定手数料を地方団体の収入に振りかえるような改正が行われて参ります。これによりまして地方団体の収入が増すわけであります。

それから人口増に伴う増、これは人口が百万程度二十九年度に對しまして三十年度に増加するわけであります。それが伴ひます雑収入の増でございます。それから水利使用料の料率改訂の平年度化による増、これは昨年年度化した水利使用料の料率改訂を平年度化したに伴ひまして一億ばかりふえるわけであります。

それから奄美群島にかかる収入見込額千八百万円、これは奄美群島関係の歳入は、従来財政計画外の取扱ひをいたして参りましたが、本年度から歳入歳出とも財政計画に織り込んで参りますので、それに伴ひます奄美群島に關する部分の雑収入の増でございます。それからその次の起債計画は、これも国会修正によりまして、政府資金の

二十億を増加いたしました後におきます地方財政計画であります。従ひまして計画額の当初七百七十億というものはこの表では七百九十億にふえて参ります。従ひまして政府資金の六百四十五億というものは六百二十五億であつたわけであります。国庫予算の修正によりまして地方負担がふえて参りましたの對して、二十億の政府資金を増加いたしました結果六百四十五億になつたわけであります。その裏の二十四ページの公営企業分につきましては、修正前の財政計画と同じであります。

それから国庫支出金の内訳が二十八ページに掲げてございまして、この計数もこの内容も修正されまして、修正後の国庫予算の内容に従つて振り分けて参ります。普通補助金の総額は千四百十億、公共事業費の国庫負担金が千三百四十二億、それに奄美群島復興事業費の補助金が五億あります。大きいのは普通補助金の中では義務教育費負担金の七百三十七億、生活保護費負担金の三百四十六億、生活保護費義務教育費負担金の七百三十七億、中には教材費を含んで参りますので、純粹の義務教育費、市町村立学校職員給与に對します義務教育国庫負担金は七百二十四億でございます。

それから生活保護費の三百四十六億は、生活保護法の規定に従ひまして國が負担いたします八割の部分でございます。従ひまして三百四十六億を八割で引っくり返しますと、大体生活保護費の総予算が出るわけでございます。公共事業費の負担金千三百四十二億の中には一般公共が六百五十九億

円、災害復旧事業費の負担金が五百四十億円でございませぬ。

それからその次の二十八ページに参りまして、二十八ページは雑収入に関する調でございませぬ。雑収入の昭和三十年収入見込額、これは七百三十五億八千五百万円、この数字は……。

○若木勝藏君 何ページですか。

○説明員(柴田謙君) 二十八ページです。

○安井謙君 それは違ふよ、ページが少し。

○説明員(柴田謙君) 失礼いたしました。お手許の資料の二十五ページでございませぬ、二十五ページの雑収入に関する調でございませぬ。この二十九年度の雑収入の七百四十八億九千万円という数字は二十九年度の修正後の地方財政計画の額を掲げております。二十九年度の雑収入の計算は昭和二十八年度の決算額を基礎にいたしまして計算をいたして参っておりますので、ほぼ実態に近い数字でございませぬ。これに對しまして昭和三十年度に増減する見込額といたしまして、差引いたしまして十二億二千四百万円が減る。その内訳は、一枚めくっていただきますと、二十六ページの人口増に伴います雑収入の増というのが五億ばかり、この五億の計算は基礎財政計画の説明の際に御説明を申し上げましたと思ひますが、雑入の中で経常的な雑入と見込まれるものと臨時的な雑入と言われるものとあるわけでございませぬが、その雑入の中で経常的なものと考へられるものに對する人口増に伴う増であります。

それから競馬、競輪の平日開催自粛による減、これは本年初めから競馬、競輪の平日開催自粛をやっております。

が、これに伴います減が十七億二千五百万円、差引いたしまして十二億二千四百万円ということになっております。その次の歳出総額の見込額及び内訳でございませぬが、これも歳入に見合ひまして、修正後の国庫予算を基礎にいたしまして、地方財政計画の修正後の額を基礎にいたしまして掲げてございませぬ。その二つの消費的経費と投資的経費、これにつきましては、財政計画の総額を掲げ、これはその他の経費の節約分でもって収支をいたしてございませぬ。これを道府県、市町村にわけているわけでございませぬ。で実数は総額が九千八百二十九億一千万円、収入と合致いたしておるわけでございませぬが、道府県が五千七百二十九億一千三百万円、市町村が四千六百六十万円でございませぬ。そのうちで経費の内容を道府県と市町村を比較いたしますと、道府県の方が消費的経費の率が高く、市町村の方が低い。逆に投資的経費は市町村の方が高く道府県の方が低い。これは市町村の方でござらんになりますように、単独事業の比率が非常に多い。町村合併等に伴いますものを頭に置いておるわけでございませぬ。

これを歳出費目ごとに分けて申し上げますと、その次の二十七ページの表になつて参るわけでございませぬ。道府県におきまして一番高いのは教育費三・五%、それから土木費の一七・六%、産業経済費の一〇・八%、庁費及び役所役場費の一・四%になつております。市町村におきまして一番高いのは、庁費及び役所役場費の二五%、それから教育費の二〇・八%、土木費の一・七%、社会及び労働施設費の一・七%でございませぬ。大体の傾向は

地方団体数年来の傾向をそのまま現わしておるのでありまして、特別に変わった傾向ではございませぬ。

その次の二十八ページを開いていただきますと、国庫支出金に基く経費の内訳を掲げております。負担金に伴ひまして正規の、あるいは予算に定められた、法律または予算に定められた補助負担率によりまして、それぞれ地方負担額を算出したしておるわけでありませぬ。国庫支出金に基く経費の総額は四千六百二十四億円、地方財政の総規模九千八百二十九億円の大半を占めておるわけでございませぬ。普通補助金関係が一番大きいのは何と申しまして義務教育費であります。それから生活保護費、あとは各省所管の小さな補助金が雑多にあるわけでありませぬ。

それから以下三十ページから五十五ページまでは国庫支出金の事業別の内容を国庫補助負担率を明らかにし、それに従ひまする地方負担額を算出したしてございませぬ。この中でその三十ページの最初の分類記号註釈というところに書いてございませぬように、その内容を経常的に分類し、職員設置を伴うものと職員設置を伴わないものと、奨励的、非奨励的という内容でもって分類いたしてございませぬ。あとの方に存、存統と書いてございませぬのは、これは二十九年度との比較の便宜に資するため掲げたのでございませぬ。存は二十九年度もありました存置いたしたもので、存統は存置いたしたもので、廃交というものは、地方財源計算練り入れのもの、統合は他科目に統合さ

れたというものでございませぬ。それから a b c d e f で掲げておりますのは、先ほど申し上げました性質別の分類をいたしておるわけでございませぬ。

それから五十六ページを開いて願ひます。五十六ページは公共事業費に關しまする国費、地方費の内容を掲げておるわけでございませぬ。そうして五十八ページに在る美群島復興事業の資金に伴います国費、地方費の内訳を明らかにいたしてございませぬ。五十九ページは災害復旧事業費の内容でございませぬ。それから六十ページ、六十一ページともに失業対策費の内容でございませぬ。失業対策費は一般の失対と特別失対と二つに分かれておるのでありますが、それらにつきましても補助率並びに国費、地方費の内容を明らかにいたしてございませぬ。六十二ページ、六十三ページは、地方債の利子及び元金償還金の計算の内容を明らかにいたしてございませぬ。この内容につきましては、前に地方財政計画のときに御説明申し上げましたのに対して、利子分が、六十五ページのところの昭和三十年度のところの政府資金の額が變つてきておるわけでございませぬ。従つてその利子計算が變つてきておるといふことだけでございます。それから六十六ページは、これは国庫負担金に伴う地方負担額を明らかにいたしておるのであります。国庫支出金の中には、いわゆる地方財政法上負担金と称せられるもの、性格的に申し上げますと、いわば一つの経費の出し前、一つの経費に對して国が当然に負担するものというものがございませぬが、それと奨励的な補助金といわれるものとがございませぬ。

が、そのうちで負担金に属しますものを地方財政法の各条の内容に應じまして分類したものでございませぬ。そのうち地方財政法上十條關係及び十條の二關係と書いてありますのは、十條の關係と申しますのは、いわば義務教育費とかさういったものの普通事業費と申しまして、経常的な、いわゆる消費的と申しますか、経常的な経費に伴ひまするもの、十條の二と申し上げますのは、いわゆる建設事業、十條の三は災害關係の経費でございませぬ。それを国庫負担金に基きまするものを各省所管別に明らかにいたしたのが六十七ページから七十二ページまでの表でございませぬ。

それから七十三ページを開き願ひたいと思ひますが、七十三ページに對してございませぬのは、昭和三十年度の地方交付税の総額、それからその測定単位の數値、單位費用、基準財政需要額及び基準財政収入額というものにつきまして、二十九年度の數値を基礎にいたしまして概算をいたしたものでございませぬ。従ひましてこれは八月三十一日まで決定いたして参りますと、内容は財政需要額及び財政収入額とも相違に變つて参りますが、單位費用はもちろん變りませぬ。この單位費用は地方交付税法の改正法案に盛り込まれた單位費用を使つてございませぬ。數値は便宜二十九年度の數値を基礎に使つてございませぬ。従ひまして數値の増等によりましてお相違なつて参ります。その概算の結論は、七十五ページのところに、府県分につきまして基準財政需要額が二千九百九十九億九千九百九十九万円、収入額が千三百八十八億七千九百九十九万円、超過額が四十八億六千九百九十九万円、普通交付税の

三

昭和三十二年七月十二日【参議院】

所要額としては九百三十九億八千九百
万円程度、それから市町分につきまし
ては同じような計算をいたしまして、
七十八ページのところの一番しりに書
いてございます。基準財政需要額が千
五百七十九億四千九百万円、基準財政
収入額が千三百九十八億一千九百万
円、超過額は百八十四億円ばかりふえ
て参りまして、普通交付税の額が三百
六十五億円ということになっており
ます。

本年度の普通交付税は、計算上は交
付税総額はたばこ専売特別配付金も入
れまして千四百十九億円ばかり、これ
の九二%が計算上の普通交付税であり
ます。従いましてその九二%を計算い
まして参りますと、千三百五億円が普
通交付税になります。普通交付税の総
額は国会修正後の計算によりまして、
千三百七十四億円でありますので、そ
の差額約六十九億円ばかりが特別交付
税になるわけでありまして、そのほかに
たばこ専売特別配付金が四十四億七千
五百万円あるわけでありまして、六十
九億円と四十四億七千五百万円を加
えたものが計算上、従来の特別交付税
の計算方法に従って計算されることに
なるわけでありまして、配付いたしま
す場合は六十九億分が特別交付税とい
たしまして、四十四億七千五百万円がた
ばこ専売特別配付金として交付され
るわけでありまして、

以上簡単でございますが、地方団体の
歳入歳出の総額につきまして御説明申
し上げました。

○秋山長造君 ちよっと三十ページの
中で、国庫補助負担率という欄があり
ますね。それは前年度と比べてふえたり
減ったりしておるところがあるのか

どうか、変わったところがあれば承わり
たい。

○説明員(柴田護君) 北海道開発事業
事務費補助金というものが、これが昭和
三十年度は十分の七でございますが、
これは昭和二十九年度は十分の八でござ
いまして、それから文部省所管の僻
地中小学校教員宿舎建築費補助金、こ
れは昭和二十九年度は四分の一でござ
いまして、三十年は三分の一でござい
ます。それから同じく文部省所管の三
十四ページの上から三段目、公立諸学
校建物その他災害復旧費補助金という
のがございまして、これは一般と特別合
せまして三分の二でございまして、昨年
は特別措置法に基くものは四分の三で
あります。

○秋山長造君 一般は。

○説明員(柴田護君) 一般の方は変り
ません。それから同じその少し下の欄
に参りまして、公立学校建物特別徴収
対策費補助金、これは二つ合せまして
二分の一になっておられますが、そのほ
かに昨年は公立社会教育施設建物その他
災害復旧費補助金は三分の二の国庫
補助率であったのであります。これが
が廃止されておられます。

○秋山長造君 定と書いてあるのは。

○説明員(柴田護君) 定額補助であり
まして、いわば補助率をきめずに出
しっぱなしで、その範囲で適当に地方
負担補助率を付けてやるわけです。そ
れからそのもう少し下に行きまして、
国民体育大会補助金というのござい
ます。定額でそこに計上してあります
が、これは前年度はございませぬ。そ
れから厚生省所管の保健所費補助金が
設備整備費と施設整備費について補助
率が分れておられます。そして施設整備

費につきましては二分の一と三分の一
に分れておられますが、去年はこれが全
部二分の一であります。それから同じ
く厚生省所管で看護婦等養成所建設費
補助金というのが去年はあったのでござ
いまして、今年整理されておられま
す。総額にいたしますと大体八千万円
ばかりの金額であります。この表に
は出ておりませぬ。それから厚生省所
管の水道施設災害復旧事業費というの
がございまして、三十六ページ一番
終りであります。これが去年は二分
の一と三分の一の両方の補助率でござ
います。それから簡易水道の整備費に
つきましては、去年は四分の一と二分
の一と二本の補助率を使っておりま
す。今年も四分の一の本になっており
ます。それから伝染病院隔離病舎整備
費補助金、これの中の災害分が去年の
三分の二から三分の一になっておられ
ます。それから結核後保護施設費とい
うのが三十八ページの上から二段目にあ
りますが、その欄の下に落ちておられ
ますが、去年は二分の一の補助率でも
って公益質屋の設置費補助金、地方改善
施設設置費補助金の二つがあつたわけ
でございまして、今年はなくなくなつて
おります。それから母子福祉貸付金のと
ころに、新しくその下の引揚者集団
収容施設補修費補助金、それから旧国
立病院整備費補助金、それから世帯構
成運動費補助金、この三つは昨年ほ
ございませぬ。

それから農林省所管に参りまして、
農村振興総合設備整備費補助金、その
内訳の農村振興総合助成費、その下の
離島電気促進事業費というのが今年入
りましたものであります。それからその
二つ上に戻りまして恐縮ですが、小国

地開発整備施設促進等補助金というの
もこれも新しく入つたのであります。

○秋山長造君 離島もそうですか。

○説明員(柴田護君) 離島も新設して
おります。離島と小国地が新設でござ
います。それからその次の農林水産業
施設災害復旧費補助金につきましては
、今年十分の九で一本であります
が、去年は堆土関係は十分の二を使っ
ております。それから一つ間違いがござ
います。四十ページの農業委員会の
ところの書記給のところの率と金額
が、これは国庫補助金が増額されま
す前のものをあげておりました、間違
つておりますので、のちほど訂正いたし
ます。四十一ページの真ん中ごろに水
稲建苗育成費というのがございまして、
これは二十九年度においてはございま
せん。それから二つ下の西南地方水田
生産力増強施設指導費及び事業費、こ
れも去年はございませぬで新設であり
ます。それから特殊土壌対策費補助金
のその一番上の果樹急傾斜地経営改善
促進費、これも新設であります。それ
から防災茶圃、これも新設であります。
それから防災桑園これも新設であり
ます。それから四十二ページの上か
ら四つ目の農業管理費と書いてござ
います。これは間違ひでございませ
ぬ、農業管理費の補助金でございま
す。これの前に去年は指定病害虫の防
除費があつたわけでございますが、こ
れが落ちておられます。それからその次
に特殊病害虫緊急防除予防費補助金の
間に防除組織整備費、防除機具購入費
という補助金が補助率二分の一であつ
たわけでありまして、これが落ちてお
ります。それから都道府県農業試験場
試験費補助金、このうちで官種試験事

業費から連絡試験事業まで新設であり
ます。それから四十四ページの生活改善
普及事業の三分の二、これが新設であ
ります。それから四十五ページのま
中ごろに開拓地官農指導費補助金がござ
います。この開拓地官農指導費補助
金の細目の中の下から一つ、開拓地
農協組合育成指導、これが新設であり
まして、二分の一の補助率でござい
ます。

○委員長(小笠原三三男君) ちよっと
速記をとめて。

(速記中止)

○委員長(小笠原三三男君) 速記を始
めて。

○説明員(柴田護君) 資料として後ほ
ど提出いたします。

○秋山長造君 今財政課長の説明を途
中まで聞いたわけなんですけれども、
今聞いたところだけでも、補助金につ
いて廃止されたものもあるし、新設さ
れたものもある、その数は大体同数
くらいだと、補助率については前年よ
りもよくなった数よりも補助率が悪く
なった数の方が非常に多い。この点
額にして増減はどういう結論になるの
か、その点をお尋ねしたいと思つて
います。

それからもう一つは、今の地方財政
の赤字の原因については、まあ従来い
る議論されておりましたが、重要な
原因の一つとして、中央の地方に対す
る補助率が非常に低いとか、あるいは
補助金の単価が非常に低く、あるいは
安い単価であるというようなことが強
調されてきたわけなんです。これは自治
庁の方でも強調されてきたわけなんです。
現に長官もしばしばその点の改善方

ついでこの委員会でも言明されてきた
と思う。だから補助率が前年と変ると
いう場合には当然、これは大体論で
けれども、前年よりも補助率が有利に
改善をされてしまふべきものじゃない
かと思うのです。にもかかわらず、今
聞いた話では大体前年度よりも補助率
が悪くなつておるのですが、その点長
官どうお考えになるか、その二点。

○國務大臣(川島正次郎君) ちよつと
初めの御質問を聞きそないました
が、次の御質問の補助率が前年より
少くなつたものがあるのか、私よく存
じませんけれども、これは主管各省で
もつて決定したものを受け継いで
私も施行するので、一つ一つの項に
ついてなぜ昨年よりも今年は減つたか
という事情を私はここでお答えする資
料を持っておりませんが、根本
の考え方としては、補助金がある
ために地方の負担が加重すること
のないように、補助率は大体法律で
まづおるのでありますけれども、単
価の算定は行政措置であるのであり
まして、この点につきましては、関係各
省に強く要望いたしましたし、また開
議等におきましてもしばしば取り上げ
て議論をいたしました。実際に合算
の計算で補助金を出すと、こういう
方針でやつておられます。

○説明員(柴田護君) 最初の御質問で
ございますが、先ほどお配りいたしま
した修正財政計画をごらん願います
と、普通補助金が、昭和二十九年
の普通補助金は六百六十七億二千
円、昭和三十年のこの国庫予算の修
正後におきましてきまりました国庫補
助金が六百七十三億九千九百円、こ
の差が増減になるわけでございま

て、大体六億くらい去年よりふえてお
ります。それから公共事業費の補助は
去年千二百三十五億二千二百円、昭
和三十年の公共事業費補助金の総額
は千七百七十三億九千九百円ござい
まして、差し引きざつと六十億くらい
減つております。

○高橋進太郎君 いま秋山委員から年
補助金が少くなつておるという御質
問があつたのですが、私はむしろその
年々少くなつておるほかに、実際は二
分の一をやるとか三分の二をやるとか
いう補助額が計上されておるけれど
も、実際の支出額はむしろ三分の二と
あるけれどもそれが二分の一になつた
り、二分の一となつておるけれども実
はそれは三分の一になつておる、そ
ういふ支出額と補助金の関係をお調
べになつたことがあるかどうか、その辺
をお聞きしたいのですがね。これが地方
財政の私は非常に欠陥だと思つてお
る、要するに觀念上は実際は八万円と
あるけれども、実情は八万円の旅費
も出ない、超動も出ない。かりにこれ
が十二万円だつて実際の補助金は三分
の二というものが二分の一になつたり、
二分の一というものが五分の一になつた
り、そういう関係のものを。

○政府委員(後藤博君) おっしゃいま
すことはわれわれも調査いたしたいと
思つておられますが、その補助職員につ
きましては、おっしゃるような計算が
簡単にできません。しかし普通の補助
職員の伴わないいわゆる事業の承認額
というふうな、承認額を押えて参りま
すと、これはあるべき承認額をどの
程度に見るかということはお個々の問題
でございまして、たとえば水道の補助

金にいたしますと、建前は四分の一
になつておりますが、現実には取り
入れ口とか何とかちよつと承認をして
その四分の一の計算をいたしておら
ます。しかし事業量は一億もある、補助
金は百万円しかつかない。実際は百分
の一くらいの補助率になつておるもの
も承認額だけで見ますと四分の一に
なつておるのであります。従つてそれ
をどこまでわれわれがあるべき財政需
要額として見るかということになりま
すと、非常に問題でございまして、公
共事業関係につきましてはそういう問
題があるのであります、的確な持ち
出し額というものがわからぬのであり
ます。補助事業につきましては大体現
在わかつております。

○高橋進太郎君 それで私は職員につ
いての部分のお調べがあれば、その部
分をお知らせいたしたい。
それからもう一つは、かりに今簡易
水道なり保健所の、たとえば診療所の
建設なんかで国の補助が十分でないた
めに府県で繰り足し補助をしておるの
ですね。たとえば簡易水道二割だとか
か、診療所とか、そういうふうなお
調べがあるか、もしありましたらお知
らせていただきたい、どう思いますか。
○政府委員(後藤博君) 補助職員の方
の關係はできると思いますが、普通の
一般事業につきましては先ほど申し上げ
ましたように承認額というものが
はつきりしませんし、あるべき経費と
いうものがはつきりいたしません関係
からいたしまして、できないのであり
ます。果て補助金をつけておる、たと
えば一番多いのは簡易水道の、これは
四分の一補助であります、国が四分

の一、府県が四分の一やりまして、あ
と四分の二を市町村負担ということに
なつておりますが、その市町村負担の
うちでも起債が半分くらいつきますか
ら、現実の負担が四分の一ということ
になります。そういう格好になつてお
る県もありませんが、しかしそれも財政が
苦しくなつて参りましたので、どん
今やめておる状況であります。前か
らの約束分だけをつけておるといふ格
好にしておる県がだいぶ多くなつてお
ります。

○説明員(柴田護君) 先ほどの国庫補
助の職員の關係だけは二十八年の府
県でございまして、決算でわかりまし
た結果だけ出ております。ちよつと簡
単に申し上げますと、超過負担關係だ
けで総理府關係が七千九百円、大蔵省
關係が二百万円、法務省關係八百萬
円、文部省關係三百万円、通産省關係
が七百万円、労働省關係二億七千三百
万円、厚生省關係九億六千九百円、農林
省關係十六億三千四百万円、合計二十
九億五千九百九十九万円になつてお
ります。

○伊能芳雄君 農業改良普及員の人件
費の補助というものは、これは多分旅費
が入つておるわけですね。ですから三分
の二という補助になつておるけれど
も、旅費を含まないのですね、あれ
は。ああいうのがほかにもあるのじゃ
ないか、活動しなければ何もできな
い、ただ俸給は三分の二補助だ、しか
し旅費は全然つかないのだ、そういう
と今高橋委員が言つたような問題が出
てくる。三分の二補助という体裁は
どうけれども、実際活動をするといふ
ことになると、人件費の半分もないと
いうことになる。そういう問題がほか
にもあるのじゃないですかね。これは

農業改良普及員は多分そんなんだ。ほ
かにもそういうものがあれば、人件費
の三分の二といつて体裁はいけれど
も、実際の支給額は半分になつたりあ
るいはもつと減つてくる、これは実際
県で足したり市町村で足したりして活
動をしておる。そういうのがほかにか
べたあはないですか。

○説明員(柴田護君) おっしゃるよう
なことはほかの補助金にあらうかと思
いますけれども、ただこの国庫補助職
員の補助の考え方につきましては、従
来から二つの考え方が実はあるわけ
であります。よけいなことかもしれませ
んけれども、ちよつと御説明いたして
おきたいと思つておる、国庫補助職員
といふものも職員費に対して補助をす
ることによりまして一つの事業をやる
のであります。だから補助職員に対す
る補助金といふものも事業に対する補
助金と同じものだと考へる考え方、そ
れからそうではなくて、個々の職員に
要する給費費について補助金を出すの
であるから、従つて個々の補助職員に
要する経費に対して幾らと、何割と
いつた形で出すべきであるといふ説と
二つ議論があるわけでありまして。で現
在まで従来から大蔵省がとつておら
ました考へ方は、前者の考へ方であり
ます。従つてもし国庫予算が削減され
るならば、それに伴つてそれに見合う地
方負担の範囲内で職員を置き、従つて
職員がもし置けなければ職員を整理す
ればいいじゃないかといふ考へ方で
す。ところが実際はそういうふうな
荒っぽい考へ方で予算を組んでおら
すけれども、それを実際に事業主管省
が握りまして、その地方団体に出すと
きには何級の職員を幾ら置いてほしい

第二部 地方行政委員会会議録第十八号 昭和三十年七月十二日【参議院】

という注文をつけて、その条件のもとに職員を補助をする。そこで予算を組みます場合の考え方というものと、組んだ予算を実行いたします場合の考え方というものは、若干違つておる。その点をはっきりしてほしいというのが自治庁といたしまして年来の主張であつたわけでありませう。最近におきましては、大蔵省も漸次その非を認めて参りまして、昭和三十年度の予算の場合におきましては、なるほど補助単価というものは低く過ぎたということ、若干ずつ——まだ十分だとは考えられない部分もございませうけれども、若干ずつ直す方向に向つておられます。

○秋山長造君 今の単価が改善される方向に進んでおるといふお話ですが、それを具体的に、たとえばどの費目については今まではどれだけの単価が今度はどうなつておるか、具体的にお示し願いたいと思ひます。

○説明員(柴田君) ちょっと今ごまかひ資料を持っておりますから、あとで。

○秋山長造君 先ほど私の質問に対して長官がお答えになつて、補助率は法律でそれぞれきまつておるのだから、どうにもできんけれども、単価はできるだけ実情に即するように話しをしておるといふようなお話しだつた。もちろん単価も実情に即してないために地方に非常に過重な負担を負わしているというところもある。しかし、それはたゞの一面であつて、もう一面は、やっぱり補助率そのものが低い、ということもあると思ひます。だから、少くとも補助金整理という大きな方針に従つて、今までは非常にごまかい、しかもあまり実質的な効果のないような補助

金を整理して行こうという方針で今までは補助金を整理される、廃止されるということならこれは話しがわかるのです、それはそれとして。ところが、廃止するのになしに、やっぱり補助金というものの必要性を認めてそのまゝ補助金を残しておりながら、先ほどの財政課長の説明を聞いておきますと、補助率をたとえば三分の二を二分の一にするとか、あるいは四分の三を三分の二にするとかいうように、補助率そのものを切り下げておる例が非常に多い。むしろ補助率を上げたというのはいくらも下げておる。そういたしますと、片一方で単価を少々上げてみたところで、補助率を思い切つてさういふふうに下げれば、結局やっぱり結論としては地方負担はふえてくるということになると思ひます。それがさらさらさつきの高橋委員の御質問のように実際にいふと、今度はさらさら補助率とそれから実際に支給される補助金というものの間に相当ズレができてくるというふうなことになる。これはもう今後赤字のこれがまた一そう原因になつていくということになる。やっぱりこれは各省で独自に補助率ときめられるのだから仕方がないということでは、これは政府として私は地方の負担を少しでも少くして行こうという責任からいって十分だと思ひます。各役所といえども政府の方針に従つて行くのだから、やっぱり補助率も改善し、同時に単価も実情に即するように改善して行く、こういう方針にならなければ、これはとても言うべくして地方財政の改善なんというところは望めんとおもう。その点長官のお考えをもう一度お

尋ねたい。

○国務大臣(川島正次郎君) 全く御説の通りでありまして、私もはさういふ方針で進みたいと思ひまして、関係各省ともいろいろ相談をいたしておるのであります。今お話しの中にありました今年度は昨年度に比して特に補助率が下つたというのがあるかもしれませぬけれども、補助率が相当上つてい

るものもあるのじゃないか、さういふ調べを私は持つておりましたが、根本の方針としては、補助率並びに単価を相当引き上げて地方負担をなるべく軽くしたい、そのかわりに仕事の分量は当然これは減るのでありまして、仕事の分量は犠牲にしても、地方負担の方を軽減するということが現在の地方財政の現状から見て必要じゃないか、こういう考えに立ちまして、さうした方針をとらうと思ひます。現在とりつてあります。その方針でやるつもりでおります。

○高橋進太郎君 関連して。今のお話なんですが、今度の再建整備法でも何といふんですが、再建整備法の対象になつた府県なり町村というものは自治庁の指揮を受けるような形になるのですが、むしろ今秋山さんが言つたように、中央のこういう無統制な地方負担の補助なりあるいはさういふことが問題なんだからむしろ再建整備法の中に地方負担になるような一体補助金の計上なり予算の計上というものは自治庁の承認を受けるのでなければやれないとか、何かさういふ形のものを感じてきかないかと思ひますが、その点の長官のお考えはどうですか。

○国務大臣(川島正次郎君) 再建団体に關します補助率は特にそれを引き上げるように再建促進法の中に明記してあるわけでありませう。再建団体は他の団体と違つた補助金を受ける、さういふふうにはつきり条文にうたつてあります。

○高橋進太郎君 いや、私のお聞きしたいのは、その明記しているというのじゃない。各省が地方の負担になるような補助の計上については自治庁と相談しなければならぬというふうな法的措置をする必要があるのじゃないか。それでないか、再建整備法で自分の下部団体を幾ら厳格にやつたつて、各省が野放図に補助金を出して、さうして今言つた通り実情に沿わないところの補助率が計上されたり、あるいはさういふことをやられたんではしようがないと思ひますが、その点についての長官のお考えはどうかと、さういふのです。

○政府委員(後藤博君) 現在の地方財政の二十二条に、実は地方公共団体の負担を伴う経費の見積書を大蔵大臣に出します場合には自治庁長官の意見を求めなければならぬという規定があるのではありません。法律はございまして、実際はわれわれが各省に督促いたしまして、なかなか出でてこないのではありません。別に制裁がある規定ではございませぬが、システムはさういふふうになつておるのであります。ところが、ごまかいものにつきましたは、やはりわれわれの知らないうちにきまつてしまふ、さういふのが実情でござい

○高橋進太郎君 それで私は長官にお聞きしたいのですがね。せつかくさういふ規定があるにかかわらずどうも自治庁というものが、この前の小林さんの本会議における演説の中にも、それから地方自治庁が何か設けなきゃいかぬというのですが、一体長官御講でさういふ点をもう少し、しかも規定されてあるのにも自治庁がなめられておるのか、さういふ形のところ

が地方財政の破綻した原因になつておるのか、さういふ意味から、もつとさういふ点についての中央政府の協力とさういふか、あるいは閣議のあれで予算計上についてもう少し自治庁の発言というものは大きくなければならぬと思ひますが、その点はどうなんですか。

○国務大臣(川島正次郎君) 公共事業の大体補助金の決定は従来九月、早くとも八、九月で、おそいときは十月を越しておるのであります。決定がおそいために地方では非常に困つておる実情もありませんので、今回は議案が終了しましたらなるべく早く補助金決定を

政法の二十二条に、実は地方公共団体の負担を伴う経費の見積書を大蔵大臣に出します場合には自治庁長官の意見を求めなければならぬという規定があるのではありません。法律はございまして、実際はわれわれが各省に督促いたしまして、なかなか出でてこないのではありません。別に制裁がある規定ではございませぬが、システムはさういふふうになつておるのであります。ところが、ごまかいものにつきましたは、やはりわれわれの知らないうちにきまつてしまふ、さういふのが実情でござい

いたしたいと思ひまして、各官庁に準備をするように要求しておるのであります。高橋さんの御趣意は、今後府県に対して補助金を決定する際に特に考慮するように、御趣意を一つよく関係各省に伝達いたしました。私もよく関係各省をとりまして、地方負担に寄与するようにはいたすように取り計らいます。

○若木勝藏君 今補助率とかあるいは補助率の問題が出ておりますが、私同いたしたいのは、当然そのときに交付されるべきところのものが交付されないで放置されておる、こういう問題があるわけですね。それで今度私北海道の水害状況の視察に行つたのですが、いまだに二十五年年度の災害補助金が交付されておられない。これはわれわれちよつとわからないのですが、一体自治庁としてはこれら点についていろいろ御調査なされておられますか。これは実際あるのです。

○国務大臣(川島正次郎君) 今のお話、私も自治庁長官就任以来特に感じた点でありまして、いわゆる施越し工事といたしまして、地方が一時借入金をして復旧事業をしているのであります。金額が幾らでありますか、今調査を命じておられます。百億近くあるのではないかと、いろいろ考えられるのであります。これは当然大蔵省に支出させまして災害府県に配付すべきものと考へておるのであります。これが地方財政の赤字の一つの原因になっておるのでありますからして、この点は最近特に私は関心をもちまして、調査が完了しましたら相当の措置をとりたいと考へておられます。

○政府委員(後藤博君) 今大臣からお話がありました施越しのほか、お

そらく北海道の場合は、私は三、五、二の比率でもって国が三カ年間に補助金及び起債をつけるべきものを、まあ七割ぐらいつけたきりであらうと思ひつけないといふのじゃないかと思ひます。これは私もこの災害関係の補助金をつけます場合に、三カ年で、三、五、二という比率は二応あるものであります。三、五、二にももろもろ入行つておりません。この三、五、二を重要なものにつけてだけでもいいからにする、法律的にちゃんとはつきりするようにという要求を私も前はからいたしておるのであります。そうすることによつて、おっしゃいますようなことがなくなるのではないかと思ひます。もちろん施越し工事の分は別な災害の法律の今度は改正案が今出ておられます。その中に、私もは不満な点がございまして、大體まあ重要な事項で政令で定むる事項につきましては、そういう国の負担関係をはつきりするような法律を入れることになつておるのであります。まあそういうことによつて、四年か五年たつた古いやつはもうそのまま工事ができておりますから、補助金は打ち切りになつてくるというようないふのではないかと考へておられます。

○若木勝藏君 今の三、五、二の問題ですね、これは二十五年年度災害はそこに入つておらないのですか。

○政府委員(後藤博君) 三、五、二といふのは、これはもう慣習的に昔からあることであります。二十八年年度災で国会で問題になりましたけれども、そ

れ以前から三、五、二とかまあいろいろの三カ年間ぐらいつけてしまつていふのは昔からある一つの方式なんでありまして。ところが、国の方がそれを初めの方は十分につけておられども、七割ぐらいつけたらもうつけ放しであつて打ち切つていくといふことを従来やつておるわけでありまして。これもいろいろ理由はあります。これもまた、これはまあ災害の査定の問題、それから被害額の認定の問題とかいろいろの問題を含んでおりますが、私もはともかくも三年なら三年、四年なら四年ではつきり国が措置するのだといふことを法律で明確にしておきたいといふのが、災害に関する一番大きな私どもの主張なんでありまして。

○若木勝藏君 大體御趣意はわかりましたが、これはもう再建整備法よりも何よりも早急な問題だと思ふ。ああいうふうな地方費でもって立てかえて利子をかけてやつておつては問題になりません。赤字の解消なんといふことは永久にできない。そういう点については、今長官からも早急に調査してやりたいといふお話がありまして、これはもうただ単なるのがれ答弁ではなしに早急に手を打つてもらいたい。特にお願いしておきます。

○委員(小笠原三三男君) 補助金に關する御質問がございまして。

○秋山長造君 さつき財政部長のお話で、公共事業費関係の補助金については補助率を相当改善されたといふことですが、さつき財政部長のお話では、公共事業費関係の補助金は前年度千二百三十五億円から本年度千七百七十三億円で六十二億円減つておるのです。これはなんですか、事業量が減つたために

こういふように減つてきたのですか、それともほかに理由があるのですか。

○政府委員(後藤博君) 公共事業の総額——事業量は減つておりますが、減つておりますのは、災害関係の事業が三十年年度は大きく落ちて参りますので、その関係で減つておりますが、災害を除きます経費はそう變つておりません。普通の公共事業費は十三億円だけ増加しております。

○秋山長造君 災害関係は。

○政府委員(後藤博君) 災害関係で、国庫補助金が七十四億減つております。

○秋山長造君 今の災害関係の事業量が減つたといふことなのですが、これは国の方の財政の引き締め方針等で、地方で実際にはやらなければならぬのだけれども、査定で減らしておるということですか。それとも実際に必要がなくなつておるのですか。今の若木委員の話なんか聞いておると、二十五年年度災害の補助金がまだ残つておるといふようなことですが、実際には地方の事情送りによつて残されておる困つておるといふのが実情じゃないのですか。

○政府委員(後藤博君) 災害関係で減つておりますのは、二つあるのでございまして、国の関係で減つておりますものと、それから補助金に關係あるのは国の關係であります。これは二十八年年度の問題は、二十八年年度災害をどの程度まで復旧するかといふことであります。二十八年度災害を本年の終りまでには六五割ぐらいつけて復旧する、こゝろの計画がございまして。従つてそれを基礎にして公共事業費の国及び地方の事業量を査定しますと、百五十三億総量で減るわけでありまして。国の補助

金は、国の負担分は百二十八億だけ減つて参る、こういふことになるのであります。

それからもう一つ災害関係で地方の事業量が減りますのは、単独事業であります。二十八年度の大きな災害の単独事業は、二十八年、九年と二カ年であります。三十年年度からはなくなつて参ります。国と違つて地方の方では私どもの計画では、単災の方は二カ年でやる、こういふことになつておりますので、三十年年度は大きく落ちて参ります。二つの方面から災害関係の事業量が減つてくることになりまして。

○委員(小笠原三三男君) それでは補助金関係の御質疑がないようなら、午前はこれで切つてあとに回したいと存じますが……。

○赤松常子君 きよう出ておられますこの資料について、一、二聞いてみたいと思ひますが、五十八ページの奄美群島の復興事業費の内容でございまして、私たまたま昨年ちよつと奄美大島を見る機会を持ったのでございまして、この復興事業が大変なことだと思つてございまして。中央政府から相当力を貸してあげないと復興するまではないなと思つたのでございまして、これは三十年年度は六億七千万円でございますが、十億と聞いておつたのでございまして、数字の關係はどうなものでございませう。

○政府委員(後藤博君) 奄美群島の復興事業費の総額は十九億八千二百万円でありまして。そのうち国費が十一億円、それから公共団体分は六億七千万円でありまして。そのほかに組合分がございまして。直轄事業と地方負担の事業と、組合施行の事業と三つあります。

総額といたしますと、先ほど申しました十九億八千二百萬円の事業をやるわけでございます。ただ私どもがここに載せておきますのは、地方団体に關係する部分だけで、直轄事業を除いておきます。それから企業会計分も除いておきます。そういうものを除きますと、小さい数字になってるのであります。

○赤松常子君 私たままたまこういうことを聞いたのでございますが、国の補助金が正しく地方の要請にこたえて生きているかどうかということは私は問題だと思つてございませう。それはこの間奄美大島の婦人会の代表がみえまして、そして地元では母子寮を立ててもらいたい、ところが地方の当局の見積書では養老院になってるのであります。

○若木勝蔵君 いや、そういうふうには私も違つて思つて居るのですが、そこで交付税といふふうなもの、これは見込額は考えられますけれども、必ずしも見込み通りに税金のことですから、いろいろ考へない。そういう場合にはどういふふうな処置をとられるか、この点を伺いたいと思つて居る。もし不足を生じたという場合には、

○国務大臣(川島正次郎君) 自治庁で策定いたしております地方財政計画は、地方で財政運営をする一つの基準を示しておるわけであります。個々の地方団体に対する個々の指示ではないのであります。従いまして、個々の地方団体としては相当予算に不足を来たすことがあり得るわけであります。これは地方財政の建前上どうしてもそういうことになる。自治庁がこの地方の歳入歳出を見るわけじゃないのであり

ら起債をつけていく、こういうことにはいたしております。その順位が果して住民の要望通りの順位であるかどうかということまでには実はこまかい調査はできないのであります。一応市町村の場合であります。市町村の要請を県がまとめますから、県の地方課長ないし総務部長の意見を聞きまして、そしてその順位に従つて判断をしていくということが精一ぱいじゃないか、かように現在を考へておられます。

○委員長(小笠原三男君) 午前はこの程度にして、休憩いたします。午後三時三十分開会

○委員長(小笠原三男君) 午前はこの程度にして、休憩いたします。午後三時三十分開会

○若木勝蔵君 午前中に財政部長から地方財政計画の予算を修正した結果、特に修正された部分についてプリントの上でいろいろお話しがあったのであります。しかし、それはまあ昭和三十年度の新規財政需要額が二十一億三千五百萬円、そういうふうな数字の説明でありまして、私としては、予算の国会修正が地方財政の計画にどういふふうに影響してきたか、その總体的な基本的なところがさっぱりわからな

○若木勝蔵君 そうですね。その点について長官から説明願いたいと思つて居る。

○国務大臣(川島正次郎君) 自由党と民主党との共同修正による地方財政影響であります。補助事業がふえまして約二十億、これは起債で見ることにしてあります。

○若木勝蔵君 そうすると今の問題は、大蔵大臣の問題になるのであります。大蔵大臣の問題に關連しますが、続いて私はそれに関連して、税の補填關係をたばこでやるといふことになりまして、これは約十四億で、たり地方の財政計画の全額から見まし

その補てんをいたしました。両党の国会修正のために地方財政に対する影響はさうおぼろしい、こういう処置をいたしたのであります。

○若木勝蔵君 最後のいまの地方財政に及ぼすところの影響をさうおぼろしいところ、私はよくわからぬのです。もう少しそれを具体的に説明して下さい。

○国務大臣(川島正次郎君) 減税になりました、その影響で地方税が交付税で減りますから、その点をたばこ益金でみた、こういうわけであります。

○若木勝蔵君 そうすると、このたばこの益金でもってそれを補充するといふふうなことになるか、自由自在にこのたばこの益金といふものができるとはならないか、その点を。

○国務大臣(川島正次郎君) 大蔵省の方で計算をいたしまして、大蔵大臣が了承しておつたその程度の益金は、さうに地方税に回してもいい、こういう計算を立てたのであります。たばこの益金が自由自在に変更できるか、ということとは私としてはちよつとお答えをいたしかねるのであります。大蔵大臣の見解のもとに、とにかく前に三十億、さらに十四億くらいを地方に交付いたしたわけであります。

○若木勝蔵君 そうすると今の問題は、大蔵大臣の問題になるのであります。大蔵大臣の問題に關連しますが、続いて私はそれに関連して、税の補填關係をたばこでやるといふことになりまして、これは約十四億で、たり地方の財政計画の全額から見まし

て、何となく今までの平衡交付金制度と地方交付税制度との間に、結果的に見て変りないようになつて居る。私は交付税制度といふふうなもの、平衡交付金制度といふものとの間においては私は基本的に違つて居ると思つて居る。それらに対する大臣の考へを伺いたい。

○国務大臣(川島正次郎君) 平衡交付金制度の時代に、これは地方の財政計画で不足分はこれを平衡交付金で見ると、交付税になりましてからは、一定財源を与へまして、その範囲内で地方団体が財政運営をするのであります。平衡交付金時代と交付税とは、基本的考へ方が違つて居ると思つて居る。

○若木勝蔵君 いや、そういうふうには私も違つて思つて居るのですが、そこで交付税といふふうなもの、これは見込額は考えられますけれども、必ずしも見込み通りに税金のことですから、いろいろ考へない。そういう場合にはどういふふうな処置をとられるか、この点を伺いたいと思つて居る。もし不足を生じたという場合には、

○国務大臣(川島正次郎君) 自治庁で策定いたしております地方財政計画は、地方で財政運営をする一つの基準を示しておるわけであります。個々の地方団体に対する個々の指示ではないのであります。従いまして、個々の地方団体としては相当予算に不足を来たすことがあり得るわけであります。これは地方財政の建前上どうしてもそういうことになる。自治庁がこの地方の歳入歳出を見るわけじゃないのであり

ら起債をつけていく、こういうことにはいたしております。その順位が果して住民の要望通りの順位であるかどうかということまでには実はこまかい調査はできないのであります。一応市町村の場合であります。市町村の要請を県がまとめますから、県の地方課長ないし総務部長の意見を聞きまして、そしてその順位に従つて判断をしていくということが精一ぱいじゃないか、かように現在を考へておられます。

○委員長(小笠原三男君) 午前はこの程度にして、休憩いたします。午後三時三十分開会

○若木勝蔵君 午前中に財政部長から地方財政計画の予算を修正した結果、特に修正された部分についてプリントの上でいろいろお話しがあったのであります。しかし、それはまあ昭和三十年度の新規財政需要額が二十一億三千五百萬円、そういうふうな数字の説明でありまして、私としては、予算の国会修正が地方財政の計画にどういふふうに影響してきたか、その總体的な基本的なところがさっぱりわからな

○若木勝蔵君 そうですね。その点について長官から説明願いたいと思つて居る。

○国務大臣(川島正次郎君) 自由党と民主党との共同修正による地方財政影響であります。補助事業がふえまして約二十億、これは起債で見ることにしてあります。

○若木勝蔵君 そうすると今の問題は、大蔵大臣の問題になるのであります。大蔵大臣の問題に關連しますが、続いて私はそれに関連して、税の補填關係をたばこでやるといふことになりまして、これは約十四億で、たり地方の財政計画の全額から見まし

て、何となく今までの平衡交付金制度と地方交付税制度との間に、結果的に見て変りないようになつて居る。私は交付税制度といふふうなもの、平衡交付金制度といふものとの間においては私は基本的に違つて居ると思つて居る。それらに対する大臣の考へを伺いたい。

○国務大臣(川島正次郎君) 平衡交付金制度の時代に、これは地方の財政計画で不足分はこれを平衡交付金で見ると、交付税になりましてからは、一定財源を与へまして、その範囲内で地方団体が財政運営をするのであります。平衡交付金時代と交付税とは、基本的考へ方が違つて居ると思つて居る。

ますから、大体の地方財政の運営の基準を示しておるのが現在の財政計画の趣意でありますから、御指示のようなどは起ることはやむを得ないと思ひます。

○若木勝蔵君 大体の基準を示すという事になるけれども、実態は動いておる。そこで不足を生じてくるというふうな場合もあるだろうし、あるいは非常に見込みよりも多く徴収されたというふうな場合もある。だけれども、これは平衡交付金の場合には、あらかじめ幾ら交付するというのがきまっていますから、また足りない分は補正予算を組んで追加するとか何とかいうことを在来やっていた。しかし、交付税の場合には私は途中において税率を上げるとか、そういうふうな処置が行われなければならぬと、こう思うのですが、その点はどうか。

○国務大臣(川島正次郎君) 地方税法の中に、相当長期間にわたりました地方財政に不足を生じた場合には税率を直すというはつきりした条文がございます。御趣意のようにはいたすべき筋だと思ひます。そういう明文が明記してございます。

○若木勝蔵君 そうなりますと、この間もいろいろ問題になった財政計画を立てる場合に百四十億かの赤字が出る、こういうことがわかっておいた際に、これを節約だとか、そういうふうな方面に持っていくというところが、すでに交付税制度というふうなものに對する考え方が私は誤まっておる考え方だと思ふ。なぜそういう節約とか、そういうふうな方面に持っていくか、これは当然そういうふうな場合の手違ひが出てきた場合には、税率によって処

置するといふ建前をとるべきだ、こう考へておられます。その点はどうか。

○国務大臣(川島正次郎君) 地方財政で当然赤字が出る場合には、交付税の税率を直すという事は確かにごもつともでありますけれども、しかしながら現在の地方財政の運営が、全く節約の余地がないのかどうかということになりますと、これは見方の相違があります。私も、私どもはもう少し節約していただきたい、その上になお足りない場合は、これは国の財源的措置をしよう、こういう考え方で来ておるのであります。地方の事業その他事務費一切を交付税で見るといふのじゃなくして、現在の地方財政運営では、まだこれは考慮の余地があるからして、十分その点を直してもらって、その上になお事業費、人件費、その他足りない場合は、これを見ようじゃないかということが内閣の考え方でありまして、従いまして、今度は交付税には手をつけず、二二%にいたしておいたのであります。二二%にいたして、これは昨年直したのであります。二十九年度に比べて三十一年度は約百三十億よけいになるわけでありまして、これだけは昨年の交付税よりもふえておる、こういうことがはつきり数字に出ておられます。

○若木勝蔵君 今の御答弁から推して考へますと、本質的には交付税率によって措置すべきであるけれども、しかし節約とか何とかがいふふうな方法をやってみてからその方面に移る、こういうふうな私にとつたのであります。そういうふうなお考えを持っておるならば、初めから税率の措置をもつていくべきじゃないか、こうい

うふうに考へるのですが、どうでしょう。○国務大臣(川島正次郎君) 現在の地方財政の運営がもう少し合理化されまして、その上において事業費、人件費において不足だ、こういう算定がつけば、それは交付税——ひとり交付税だけではございません。ことに地方財政を健全化するためには機構の改革を要する点もあります。交付税その他適當な財源を与える点もあろうと考へます。地方財政を健全化するには機構の改革と税源的な措置と、両方からやっていききたい、こう考へておるのであります。前回は申し上げたかと思ふのでありますけれども、何といたしましても、永年にわたる地方の赤字の蓄積でありまして、これを一朝一夕には解決できないのでありまして、現内閣といたしましては、三十一年度、三十二年、三十三年度にわたって地方財政を建て直そう、こういう考え方でいろいろな施策をやっておるわけでありまして、従いまして本年の予算は、私どもとしては決して満足な予算とは考へておらぬのであります。地方の三十一年度における財政運営のやり方を見たと、三十一年度には相當な処置をした、こういうふうな考へておるわけでありまして。

○秋山長造君 ちょっと関連。今の三十一年度には相當の処置をした、というお答えですが、その考えの中には、交付税率を引き上げることが含まれておりますか。○国務大臣(川島正次郎君) 三十一年度に本格的な地方財政の建て直しをやりたいという考えは、一つは機構の改革を考へておられます。もう一つは資金

的の措置を考へておる、その資金的の措置の一つとしては交付税ももちろん考へるべき一つでありますけれども、しかし交付税だけでは私は考へておらぬのであります。それ以外にも財源的の措置が要るのじゃないか。大蔵大臣は現に地方税、交付税両方について再検討したいと、こういうことを考へまして、すでにその準備に着手をいたしておるわけでありまして、地方税全般にわたって検討すべき時期に到達しておるのであります。こういう考へもあるのでありますからして、交付税もその一つでありますけれども、一切を交付税にかけておると、こういう考へ方ではないのです。

○秋山長造君 そうしますと、交付税の税率を上げる、それから地方税法についてはこれを大幅に改正をして、そして財源を地方へうんと大幅に移譲するということ、それからたとえば地方の公債、起債のワツを広げる。大体何ですか、金の面からいってこの三つが一番大きいものだとおもうのですが、そういうように了解してよろしゅうございませうか。

○国務大臣(川島正次郎君) 交付税を必ず上げると、こうはつきり私は結論を出してないのであります。交付税のパーセンテージを上げていくのか、それとも他の税源で措置をするのか、ということについては、まだ考究の余地がある、こう考へておるわけでありまして。

それから起債の方は、これは今年は大体昨年と同じ程度の起債を許すつもりでありますが、これは必ずしも起債が多いのがいいのじゃありませんで、むしろできるなら起債は縮小する方がいいのじゃないか、地方財政の健全化ということからいっていいのじゃないかと考へて、私どもは起債をふやしてそれで地方財政を建て直そうとは今日では考へておられません。

○秋山長造君 交付税の税率を上げるということを必ずしも考へておらないという事——これは三月の終りころからですね、地方選挙前のこの委員会でも、長官に対して私初めて御質問を申し上げて、そうして地方財政に対する長官の基本的な考へ方をただしたときに、長官はできれば二七%ぐらいまで引き上げたい、現在の二二%というのは必ずしも実情に即しない、これはなんでもしたら、速記録があるからごらんに入れてもいいですが、そういう非常にはつきりとした御答弁があったのですけれども、その後どうも予算がいよいよ本まきまりしてからと、どうも長官のこの問題に対する考へ方がだんだん後退してきて、消極的になられたのではないかとおもうのですが、それでその点と、もう一つは、一本本年度は地方交付税の税率引き上げによらずに、専売益金から四十四億あまりのものを交付金へ繰り入れるというふうなことをやられた。しかし、これはやはりあまり適當な方法じゃない。ことしの一兆予算のつじつまを合わせるためのこれは特殊な便宜的なやり方じゃなかったかと思ふ。ずつとこういうやり方を続けていかれるということはわれわれは適當でない。だからたとえ来年度依然としてこういうやり方でこのたびは益金を持ってこられるのか、それとも来年はもうこういうやり方はやめて、はつきり最初から地方交付税一本にして、そうして税率の変更なり何なり

でこれをすっきりさせておやりになるのか、この問題はこれはどうしても政府として避けることのできない問題じゃないか、その点はどうか。

○国務大臣(川島正次郎君) 交付税を五%上げますと、大体三百億近くのものになるのですが、あの当時申し上げたのは、現在のまま地方財政をまかなうなら、その程度の金が必要じゃないか、三百億程度の金が必要じゃないか、交付税ならば五%必要じゃないか、こういうつもりで申し上げたのだと思います。五%が果して適當かあるいは三%が適當かということは、交付税だけでなしに他の財源ともならみ合せて考えたい、こういうふうに申し上げているわけであります。

それから、たばこの専売益金から地方へ回す金は、これは実は予算が大蔵省からなされて、私どもとしては地方財政の現状を考えまして、どうして大蔵省の原案ではまかなえないと思ひまして、いろいろ大蔵大臣に折衝した結果、たばこ益金からして三十億地方へ回すことになりました。同時にそのときに入場譲与税におきまして、来年の三月分は元来三十一年度で受け取る金であります、これは概算で一カ月分特に三十一年度に受け取るということと、もう一つは、十分の一はこれは国でとるようになっているのを、これも地方に交付しよう、言いかえれば国でとる入場税は全部これを地方に回そう、その二つで約二十五億、これだけは予算復活をして、そういういきさつがありまして三十一億出たのであります。その後さらに、先ほどお尋ねの際お答え申し上げたのであります、自由党と民主党と共同修正の結果

穴があきますので、十四億さらにたばこ益金から持って来た。当然これは法律の改正を要するのでありまして、修正案を別に御審議願っておるわけでありませう。来年度も大体その法律のパーセンテージでたばこ益金から地方へ交付してもらうという考えでやっております。

○秋山長造君 そうしますと、たばこ消費税とは別ですね。たばこ消費税という形で地方に財源を与える、それからまた、たばこ専売特別地方交付金という形で何がしかのものを、また地方交付税交付金へくっつける、こういうようなことになるのですか。これはやはり、たばこ専売益金の中から持ってくるといふことなら、どちらかたばこ消費税の方に一本にするか、あるいはもう地方交付税の方へ税率を上げて一本にするか、何かそういうふうにして、たばこ専売益金の中から三十億や四十億のものを特別なトンネルをくぐって持ってくるというふうなことは、私はあまりすっきりしないやうな感じが今おっしゃるようによいように今後も続けていくということだつたら、まことに変わつてこのものだと思うのですが、地方交付税というものを将来の見通しということを考えると、所得税にしても、法人税、酒税にしても、やはりまだまだ減税はある程度やらなければいけません、十分ではないから、今後減りこそすれ、ふえるというものはちよつと望めない。それからまた、この間四百億足らずの減税ということになっておりませうが、これが平年度化すれば六百五十億、だから来年から新しく減税しないにしても、ことしの減税が平年度化す

れば、相当な額になれば、それだけやはり交付税というものが減っていくと思ふ。そうすると、その減つた差額というものは何で償っていくかということになると、やはりことしと同じように専売益金から持つてくるのか、税率はいつまでたつても二%より絶対上げないといふような問題にぶつかつてくる。その点はいかがですか。

○国務大臣(川島正次郎君) 来年さらに国税で減税されたときの処置については、今何とも私はお答えできないのであります。そのときに交付税の税率を直すか、あるいは他の財源によるかということとは、まだこれは未定のことでありませう。お答え申し上げられないのであります、ことし減税になつて、その穴埋めはたばこの益金から持つてくる、これは来年度にもこれはちゃんと法があるわけでありませうから、来年度も同じような意味で地方へ交付することになつております。

○秋山長造君 ちよつと長官、これは何ですか、来年度も四十億というものは自動的に引き継いでいくのですか。

○政府委員(奥野誠亮君) 少しまかくなつて恐縮でありますけれども、昨年来の経過からすると申し上げたいと思ひます。御承知のように昨年度地方交付税の繰り入れ割合を二〇%からどう引き上げたらというところで、いろいろ問題がございまして、最後に三十億円に相当する部分だけはたばこの益金等から地方財源の方に繰り入れするようになつたといふこと、こういうふうな大蔵大臣の言明もありましたから、結局地方交付税の繰り入れ割合は二二%にきまつたわけでありませう。そうしますと、

昨年来の経緯をどう解決するかというところで、事務当局間におきましてもいろいろ話し合ひをしたわけでありまして、自治庁といたしましては、どういふ形の財源で地方財源がふえたいか、望ましいかと言ひますと、地方交付税でありますよりは、やはり独立税としてふえたい方が地方自治の上からは望ましいと思ふのであります。そういう意味からたばこ消費税の税率をふやしてあげたい、こういう考え方を持ったわけでありませうが、たばこ消費税ということになりませうと、地方交付税の交付されないような団体にも財源として入つて参りますから、そうしますと、地方交付税で三十億円に相当するものはたばこ消費税ということになつて参りますと、四十数億円になるわけでありませう。しかし衆議院の解散等もございまして、成立いたしました実施することが四月にさかのぼることは不可能であります。どうしましても七月か八月からということにならざるを得ないのであります、そうしますと、平年度において四十数億円のたばこ消費税に相当するようになつたばこ消費税の税率を上げますと、現在の百十五分の十五という率が百分の十五ということになつて参るのであります。

三月の売り上げからこの率でいけば、ちよつど一年間で地方交付税に相当する三十億円の財源が地方団体に与えられることになるわけでありませう。ところが年度中途で法律が成立するといふことになりませうと、本年度だけたばこの消費税の税率を十二カ月で四十何億円ということになりませうと、少い期間の間に四十何億円の収入を得

なければなりませんから、特別に税率を平年度より上げなければならぬことになつてしまつたわけでありませう。そうすると、いつからこの改正税率を實施するかといふような問題にもなつて参るのであります、非常にむづかしい計算になつて参ります。何分国と地方との財源のやりとりでありますので、今年度は年度中途で改正するといふような形になるから、やむを得ずたばこの専売益金から三十億円だけ地方交付税の方に繰り入れをする、来年度からは従来百十五分の十五になつておつた税率を百分の十五に上げる、こういうふうな改正案を一方は地方交付税の改正案として、一方は地方税法の改正案として提案いたしましたわけでありませう。その後にはまた国会修正で消費税や法人税の減税が行われまして、二二%は掘り置、そこで交付税の方で穴があいて参りました。これをどう埋めるか、先ほど申し上げましたように、自治庁としてはなるべく独立財源をふやしたいのであります。そこで将来はたばこ消費税をふやすが、今年だけは今申しませうような複雑な税率の計算がありませうので、益金の方から十四億円余りを繰り入れておる、そのかわり来年度からたばこ消費税の税率を三月の売り上げ分から上げていく、そしてその後、提案しておりました府県分の六%を八%に修正させていただいたわけでありませう。従ひまして、現行法では百十五分の十五でありまして、百分比に直しますと、一三%になつておるわけでありませうが、これを来年度から一七%に上げていく、こういう地方税法の改正案を提案いたしておるわけでありませう。

なればなりませんから、特別に税率を平年度より上げなければならぬことになつてしまつたわけでありませう。そうすると、いつからこの改正税率を實施するかといふような問題にもなつて参るのであります、非常にむづかしい計算になつて参ります。何分国と地方との財源のやりとりでありますので、今年度は年度中途で改正するといふような形になるから、やむを得ずたばこの専売益金から三十億円だけ地方交付税の方に繰り入れをする、来年度からは従来百十五分の十五になつておつた税率を百分の十五に上げる、こういうふうな改正案を一方は地方交付税の改正案として、一方は地方税法の改正案として提案いたしましたわけでありませう。その後にはまた国会修正で消費税や法人税の減税が行われまして、二二%は掘り置、そこで交付税の方で穴があいて参りました。これをどう埋めるか、先ほど申し上げましたように、自治庁としてはなるべく独立財源をふやしたいのであります。そこで将来はたばこ消費税をふやすが、今年だけは今申しませうような複雑な税率の計算がありませうので、益金の方から十四億円余りを繰り入れておる、そのかわり来年度からたばこ消費税の税率を三月の売り上げ分から上げていく、そしてその後、提案しておりました府県分の六%を八%に修正させていただいたわけでありませう。従ひまして、現行法では百十五分の十五でありまして、百分比に直しますと、一三%になつておるわけでありませうが、これを来年度から一七%に上げていく、こういう地方税法の改正案を提案いたしておるわけでありませう。

○秋山長造君 だから、今の説明でわかったのです。結局来年からはたばこ専売益金からの繰り入れというものはなくなるわけですね。全部たばこ消費税でまかなっていくわけですね。だから長官のおっしゃったのはちょっと勘違いされたのじゃないですか。

○国務大臣(川島正次郎君) 総額でもって計算をしたものですから、手取りは同じなんですけれども、計算内容が違ったことを申し上げておきます。

○秋山長造君 じゃ、まあそれで、今の御説明で私の疑問は一応解消したわけです。解消したのですけれども、ただ来年度からはことしの間の減税が平年度化してくるわけですよ。これは政府の原案による減税も、それからこの間の修正による減税も平年度化してくる。だからさらに三税の収入というものが減ってくるわけです。だから今出ている分はたばこ消費税の税率を引き上げて一応帳消しになるけれども、来年新しく平年度化して出てくる穴は、まだ何ぼか出てくるわけですよ。それを何によって埋めていくのかということをもう一べんお尋ねしたいのです。だから、それはもう今からはっきりしているわけでしょう。もうその点は今からはっきりしているわけなんだから、同時にそれに対する何か対策があるのか。

○政府委員(奥野誠亮君) 所得税や法人税の国会修正に伴います減収額は本年度で六十七億円であります。これに二二%を乗じました地方交付税の減額が十四億余りあります。これに對しまして来年度以降の減収額が百四十一億一千五百万円ということになっております。これに二二%を乗じました

額が約三十一億円であります。三十一億円をたばこ消費税に換算してみますと、地方交付税の交付を受けられない団体にも、たばこ消費税であります。と収入になって参りますので、そうしますと、たしか四十二億余りになるわけでありまして、従いましてこの四十二億余りの部分と、ことしの益金から繰り入れます三十億をたばこで換算しました四十億、これを加えますと八十億、両方合せましたら、九十四億、味で両方合せましたら、九十四億、率を引き上げました結果、九十四億、率にたいして消費税の増収になって参ります。両者を合せて、たばこ消費税の税率の引き上げで来年度は積填するという事になっております。

○秋山長造君 そうすると、なんですか、今度の地方税法の改正に含まれていること、たばこ消費税の税率の引き上げというものは、当然来年の平年度化した後の穴埋めまで込めて引き上げたということですか。

○政府委員(奥野誠亮君) その通りであります。

○若木勝蔵君 今の質疑応答をずっとこう聞いておいてもわかるのですが、全くこれは今度の地方財政計画というものは、信を置けないようなふうに考へられるのです。たばこの益金でもって穴埋めをしてみたり、あるいは入場税の何%を譲与金なんかで修理してみたり、まあとにかくあつちを修理、こつちを修理して、私としてはもつとこの地方財政計画というふうなものに對しては確固たる一つの方針を持って臨むべきで、その場その場の場當りの修正でもって通過していると思ふが、まあこういうふうな財政の計画

であれば、これは全く地方の行財政の実態と合っていないものでないようには考へるのです。そこで結局この問題はまあこういうふうな場當りの修理をしなればならぬというふうなことは、結論としては地方財政の適正な規模の上に立ってやらぬということが一つ考へられるのじゃないか。現にこの二十九年度の財政計画においても、何か地方制度調査会ですか、地方財政調査会ですか、そういう方面からも三百億は足りないのだというふうなことがちやんと出ておる。それに対する措置などもさつぱりなされておらぬ、こういうことから見まして、自治庁としてこの適正な規模は何であるかということに對して検討されていなければならぬ。これらについてどういうふうな御意見を持っているか、ちよつと伺いたい。

○国務大臣(川島正次郎君) 今度策定しましてお配りしてあります三十九年度の地方財政計画は、二十九年度の地方財政計画をもとにいたしまして、三十九年度において当然増減すべきものを計算し、また一方収入の方も計算して歳入歳出を出しておるのでございます。二十九年度と同じような規模の事業をやつていきますれば、大体百四十億程度の赤字が出る計算になるのであります。しかしこの点は毎回申し上げるのであります。全部の公共団体ではあります。赤字に悩んでおる公共団体といつても、いわば非常事態でありますからして、財政運営をすつかり切りかえてもらひまして、事業の面においてもまた事務費その他

の点においても、極力圧縮をいたして赤字の出ないような運営をしていただ

きたいと、これを私も希望して今度の財政計画を作つたわけでありまして、しからば三十九年度の末において赤字が必ず出ないのかという、それはそれは私も申し上げておらぬのであります。もともと財政計画は二十六年に條給において国家公務員に計算をいたしましたので、そこですでに財政計画というものと地方の実際の財政規模というものに差ができて、それを踏襲してきたのが二十九年度の財政計画であり、また三十九年度の財政計画でありますからして、給与の面において相当な開きがあるという事は想像し得るのであります。これが果してどのくらいあるかということとはこれは計算がつかまへないので、昨年来国家公務員並びに地方公務員全般にわたつて給与の実態調査をやつております。

この結果を見ればはつきりわかりますので、その上に地方財政に對しては措置をしたい、こういう考え方であります。従いまして三十九年度に作つておる地方財政計画というものが、私も赤字の出ないことを期待いたしませんけれども、赤字がそれでは絶対出ないのかという、そういうことは申し上げられない、二十九年度の財政計画においてすでに赤字を出す要素を含んでおるので、従いまして、これに對しては三十一年度に直そうじゃないか、それは実態調査を見た上に、さういふ考え方で作つておられます。しかし三百億、四百億という赤字が出るかという、その上ではどうかしらませんが、実際はそうはならないのであります。現に二十九年度の決算はたまたま計算中ですが結論は出ませんが、推定いたしましたところによります

と、約百二十億の赤字でとどまっております。今年にはさらに昨年よりも各省とも緊縮政策をとつておりますからして、この赤字は一そう縮まるのじゃないか、こう考へておられるわけでございます。これが率直な財政計画を作り出した内容であります。

○若木勝蔵君 それで大体私わかりました。つまり二十九年度の上立って、そして新規需要のものを加えて三十九年度の規模を作つた、ところが二十九年度の規模というものはそれ自身も赤字の要素を含んで、とにかく正確なものではないという事は大臣も認められたのであります。この問題はまず根本的な一つの適正規模というものを對する私は考へ方をきめなければならぬ、こういうふうな御答弁の中には給与問題についていろいろと調査中であるから、それができたあとにははつきりしたものがあつて、さういふことではあります。まあそれはきわめて私は重要なことだと思ふ。在来も、ことに教職員の給与問題につきましては、文部省の考へ方、それから自治庁の考へ方、大蔵省の考へ方、非常に開きがあるのです。実体を知つていられるのは私は文部省だと思ふ。そこでもいろいろの単価を算定してゆくにも、あるいは一等級の基礎をきめてゆくにも、教育の本質上から文部省は考へ出しておつた、その通り動いておる。ところが自治庁にべんくる、折衝してそれが切られる、さらに大蔵省に行つてそれがまた縮減される、これが実態であつたようであります。さういふところは私ははつきりこの一兆円の予算とか、予算のワケから切りつめら

と、約百二十億の赤字でとどまっております。今年にはさらに昨年よりも各省とも緊縮政策をとつておりますからして、この赤字は一そう縮まるのじゃないか、こう考へておられるわけでございます。これが率直な財政計画を作り出した内容であります。

と、約百二十億の赤字でとどまっております。今年にはさらに昨年よりも各省とも緊縮政策をとつておりますからして、この赤字は一そう縮まるのじゃないか、こう考へておられるわけでございます。これが率直な財政計画を作り出した内容であります。

と、約百二十億の赤字でとどまっております。今年にはさらに昨年よりも各省とも緊縮政策をとつておりますからして、この赤字は一そう縮まるのじゃないか、こう考へておられるわけでございます。これが率直な財政計画を作り出した内容であります。

と、約百二十億の赤字でとどまっております。今年にはさらに昨年よりも各省とも緊縮政策をとつておりますからして、この赤字は一そう縮まるのじゃないか、こう考へておられるわけでございます。これが率直な財政計画を作り出した内容であります。

と、約百二十億の赤字でとどまっております。今年にはさらに昨年よりも各省とも緊縮政策をとつておりますからして、この赤字は一そう縮まるのじゃないか、こう考へておられるわけでございます。これが率直な財政計画を作り出した内容であります。

と、約百二十億の赤字でとどまっております。今年にはさらに昨年よりも各省とも緊縮政策をとつておりますからして、この赤字は一そう縮まるのじゃないか、こう考へておられるわけでございます。これが率直な財政計画を作り出した内容であります。

と、約百二十億の赤字でとどまっております。今年にはさらに昨年よりも各省とも緊縮政策をとつておりますからして、この赤字は一そう縮まるのじゃないか、こう考へておられるわけでございます。これが率直な財政計画を作り出した内容であります。

と、約百二十億の赤字でとどまっております。今年にはさらに昨年よりも各省とも緊縮政策をとつておりますからして、この赤字は一そう縮まるのじゃないか、こう考へておられるわけでございます。これが率直な財政計画を作り出した内容であります。

と、約百二十億の赤字でとどまっております。今年にはさらに昨年よりも各省とも緊縮政策をとつておりますからして、この赤字は一そう縮まるのじゃないか、こう考へておられるわけでございます。これが率直な財政計画を作り出した内容であります。

れることであつて、本質上の問題でな
いからこつて問題が生じてくるの
で、この点については長官としても十
分一つの点を研究されて、まず場当
りの修正をしなければならぬよう
な、手直しをしなければならぬよう
な財政計画はやめてもらいたい、そ
うして一日も早く健全な地方の財政の立
て直しをやつてもらいたい、こつ考
えておきます。

○森下政一君 新聞で見ただけのこと
なんで、ほんとうかどうかわかりませ
んがね。新聞の伝えるところによ
ると、大蔵省では来年の予算規模とい
うものが一兆円をこえるといふことを予
想して、それがためには一体どこに財
源を求めらるか、それがためにはよく
い、何とか税制の改革を断行して、そ
れによつて増収をはかるといふことが
必要なんじゃないかといふふうな意図
の下にまた税制審議会のようなもの
を作つて、早急に成案を得て、それ
によつて来年度の見通しを立てたいとい
ふふうな計画があるやのこと新聞で
見たのであります。そこで私は川島長
官が地方財政計画、あるいは地方財
政の赤字の解消について、ひとり本
年度だけじゃなく、三十、三十一年の
年度にわたつて何とか根本的な改革を
断行して、赤字の悩みを解消したい
といふ意図を持つてゐるということ
がよくわかるのです。その気持はよくわ
かる。しかしまた、三十年度の今御提
案になつてゐることだけで成果を上げ
得るといふことは私も期待すること
はできません。ただ、先
刻来各委員が財政計画についての心配
のあまり、何とか抜本的な改革を断行

する必要があるのではないかと
とを力説するが、私はこの段階にお
いて自治庁自体も、たとへば地元税制審
議会とか何とかいふような衆知を集め
るような機関を作つて、ひとり自治
の事務当局なり大臣だけのお考えで
なしに、広く朝野の意見を徴して、何
か根本的な改革をするといふことに乗
り出されるべきときじゃないかとい
ふことを痛切に感ずるのです。たとへば
私どもの地方行政の委員の手に全国
知事会あたりからしきりに陳情が参り
ましたり、交付税の税率がどうい
ふの百分の二十二くらいでは赤字の解消
は及ぶべくもない、すべからず百分
三十を要請したいといふようなこと
しきりに言つてくる。先ほど私は、本
年度に出る赤字については極度に各
地方自治団体の節約によつて、何とか
百四十億を赤字にならぬようにしたい
といふふうな財政計画を立て直すとい
う話を聞いたときに、どうもそれは
信憑性がないではないですか、ペ
ーパーランドとしてはなるほどさうな
ておつても、各地方団体の長官たちが
どうもこんな無理なことを押しつけ
られるといふふうな考え方を持つて
ゐるのでは、何も権威のない地方財政
になるのではないかと、いやそんなこと
をいふことを長官おっしゃつたが、ど
うも私は今度の財政計画といふ、地
方財政再建整備のための措置法の
きもいゝる世間で批判のあること
は、結局根本において財源措置と
いふものが十分でないといふことだ
と私は思うので、これは非常な決意を
もつて、自治庁をあげて抜本的な改革を
断行するだけの何らかの施策をなさるべ

きじゃないかといふことを考へるので
すが、そつでないといふ大蔵省がそ
ういふふうな税制審議会のごときもの
を設けて、着々予算全体としての規模に
ついての見通しをもつて税制のあり方
に検討を加えようといふときに、自治
庁が手おくれになつていふかぬと私考
へるのですが、その辺どうでし
か、長官の御決意は。

○國務大臣(川島正次郎君) 森下さん
のお話まことにごもっともでございま
す。地方財政がごのままで決してい
いではないのであります。これは機
構的な改革は当然であります。これは機
構の面とそれから財源の面と両方か
らやりたいと考へまして、関係各大臣
といふいろいろ折衝いたしまして多少の案
もあるものでありますけれども、まだこ
こで御批判を仰ぐ程度に至つてお
せん。税制の面につきましては、大蔵
大臣の考へ方はこれは決して国税だけ
を考へてないで考へまして、やはり
地方財政の現状を考へまして、国税
地方税等を一貫した合理的な税制を
考へ、こつ考へて税制審議会でも設
けたらどうかといふ考へになつてお
るようでございます。しかしむしろそ
ういふ場合は地方税の立場からもこれ
に参画いたしまして、地方財政の擁護
のために、また財政の建直しのために努
力をいたすことは当然でございます。
大蔵省がやりまする税制改革の委員
と別に、地方税制だけの委員会を持
つて対立する方がいいか、あるいは一本
になつて国家、地方ひつくるめて改革
する方がいいかといふことにつきま
して、これはいろいろ意見があるかと思
ひます。森下さんの意見はこれは私も
慎んで拝聴しておきますが、大蔵大臣

ともよく相談いたしてみたいと思つて
おりますが、とにかく大蔵省でも
税制の改革をやるときは地方税もこれ
は大きく取り上げまして、ただいまこ
の機会に財政の建て直しをやるよう
に持つていきたいといふ、こつ考へ
今後とも大蔵大臣としばしば話し
合つて意見も一致しておる点でござ
います。

○石村孝作君 いろいろ問題は自治
長官に一通り質疑して、あとは大蔵大
臣に出席を求めてやらなければ結論が
出ませんね。
○委員長(小笠原三三男君) 速記をと
めて。
○委員長(小笠原三三男君) 速記を起
して。
今地方財政計画について質疑中で
ございますが、結局は大蔵大臣、主計局
長等、国の財政担当者呼んで実情を
聴取するといふことではなければなら
ぬといふ御意見もございまして、委員
長としてはいつの日にかさういふ取
扱いはしなければならぬと考へます。本
日はまあこつ考へて審議を続けてい
くと、地方財政の内容に立ち入つて審
議しておるのと同様で、どつちから質
疑しても同じだけで、審議は進まぬと
考へますが、こつ程度で散会したい
と存じますが、御異議ございせんか。
〔異議なし〕と呼ぶ者あり
○委員長(小笠原三三男君) では本日
はこれにて散会いたします。
午後三時二十五分散会

七月九日予備審査のため、本委員会
に左の案件を付託された。
一、市町村職員共済組合法の一部を
改正する法律案(衆)
市町村職員共済組合法の一部を改正
する法律案
市町村職員共済組合法の一部
を改正する法律
市町村職員共済組合法(昭和二十
九年法律第二百四号)の一部を次の
ように改正する。
附則第二十一項中「第三十六項」
を「附則第二十三項及び第三十七項」
に改める。
附則第三十二項中「同法第十九条
の規定の定めるところによる。」を
「同法の規定による被保険者期間の
計算の例による。」に、「及び附則第
三十四項」を「から附則第三十五項
まで」に改め、「政令で定めるところ
により」を削る。
附則第三十三項中「前項に規定す
る者の組合成立の日前における」を
「前二項に規定する者の昭和二十九
年十二月三十一日以前における」に、
「組合成立の日以後」を「昭和三十
年一月一日以後」に改める。
附則第三十四項中「附則第三十二
項」の下に「及び第三十三項」を加
え、「組合」を「組合又は附則第二
十一項の規定によりこの法律の規定
の全部の適用を受けない市町村」に
改める。
附則第三十五項中「附則第三十項
から前項まで」を「附則第三十項か
ら第三十二項まで及び前二項」に改
める。
附則第三十三項を附則第三十四項
とし、以下順次一項ずつ繰り下げ、
附則第三十二項の次に次の一項を加
える。

33 附則第二十一項の規定によりこの法律の規定の全部の適用を受けない市町村は、当該市町村の職員で市町村職員共済組合法の一部を改正する法律（昭和三十年法律第 号）による改正前の附則第四十一項の規定施行の際現に厚生年金保険の被保険者であつて同法による改正前の同項の規定の施行によりその資格を喪失したものの厚生年金保険の被保険者であつた期間は、その者の長期給付に相当する給付の計算の基礎となる期間に合算するよう措置しなければならぬ。

附則

1 この法律は、公布の日から施行し、昭和三十年一月一日から適用する。ただし、改正後の市町村職員共済組合法附則第三十七項に規定する適用除外市町村の職員で、昭和三十年一月一日以後この法律の施行前に退職（免職及び失職を含む。）し、死亡し、又は厚生年金保険の脱退手当金を受けた者については、改正後の同法附則第三十三項から第三十五項までの規定は、適用しない。

2 改正後の市町村職員共済組合法附則第三十三項から第三十五項までの規定の適用を受ける者で昭和三十年一月一日以後この法律の施行前に厚生年金保険の障害年金又は障害手当金の受給権者となつたものに対する当該障害年金又は障害手当金については、なお従前の例による。

3 厚生保険特別会計法（昭和十九年法律第十号）の一部を次のよう

に改正する。
第二十三条中「附則第三十四項」を「附則第三十五項」に改める。

昭和三十年七月十六日印刷

昭和三十年七月十八日發行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局